

ビービーネット株式会社
代表取締役社長 木村 弘司

端株の買取請求についてのご案内

当社では、2009年1月実施が見込まれる株券電子化制度において、1株未満の端株を取り扱うことができないため、電子化実施日前に端株をなくす対応をとることを検討しております。

端株をなくす方法については、①「端株の買取請求の促進」や「定款変更による端株制度の廃止」②「株式分割と単元株制度を同時に採用する方法」等を行うことが想定されます。

端株の移行方法については、できるだけ株主に影響を与えない方法を検討しております。詳細については、2008年10月末を目処に決定し、お知らせいたします。

なお、現在においても1株未満の端株については、株券が発行されませんので、市場での売却ができません。そのかわり、ビービーネット(株)に対して下記の方法により買取請求を行うことができますので、以下のとおりご案内いたします。

今後、できるだけお手数をお掛けしないためにも、早めの「端株の買取請求」によりお手続きくださいますよう、お願い申し上げます。

■買取請求はどのような制度ですか？

例えば、1.06株をご所有の株主様が、そのうち端株である0.06株の買取を当社に対して請求できる制度です。

■買取請求をしたいが、手続きはどうすればいいですか？

端株買取請求書に必要事項を記入し、お届け印をご押印のうえ当社株主名簿管理人中央三井信託銀行の窓口までご持参またはご郵送ください（中央三井信託銀行の窓口の場所は中央三井信託銀行のホームページでご確認ください）。

※「端株買取請求書」については、中央三井信託銀行のホームページ（http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06/p_06tangen.html）にて必要な書類の請求フォームに必要事項をご記入のうえ、お申込みください。書類をお送りいたします。

郵便物送付先・電話お問い合わせ先：

〒541-0041

大阪市中央区北浜二丁目2番21号

中央三井信託銀行株式会社 大阪支店証券代行部

電話 0120-78-2031（通話料無料）

■どういう価格で買い取ってもらえるのですか？

中央三井信託銀行に買取請求を行った日（郵送の場合は所定の書類が中央三井信託銀行に到着した日）における大阪証券取引所の終値を基準として買い取ります。

■買取手数料はかかりますか？

かかりません。無料でございます。

※端株とは？

株式の1株に満たない端数で、1株の100分の1又は定款で定める割合の整数倍にあたるものです。株主名簿とは別の端株原簿で別管理されています。2001年（平成13年）10月に施行された商法改正によって、単元株制度が導入されましたが、単元株制度を採用した会社は、端株制度を同時に採用することはできなくなりました。株式併合等により、1株未満の株式が発生した場合は、金銭をもって処理されます。

なお、2006年（平成18年）5月1日に施行された会社法においても、その施行前から端株制度を利用している発行会社については、経過措置として現在も端株が存続していますが、会社法改正に伴う社債等振替法の改正の関係では、前述のような経過措置が設けられていないため、株券電子化実施日までに端株をなくしておく必要があります。

以上

お問い合わせ先

ビービーネット株式会社

管理本部 経営企画部 E-mail: kikaku@b-b-net.com

〒530-0026 大阪市北区神山町1-3 新扇町ビル9F TEL : 06-7732-7892 FAX : 06-7732-7891

URL: <http://www.b-b-net.com/>